

# 第1回オープンデータ官民ラウンドテーブル 議事要旨

1. 日時：平成30年1月25日（木）13:30～15:30
2. 場所：中央合同庁舎4号館4階 共用408会議室

## 3. 議題

- (1) 開会
- (2) オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催について
- (3) 「飲食店関連データ」に関するディスカッション
  - o データ公開を希望する者からのプレゼンテーション
  - o 関係省庁回答と意見交換
- (4) 「訪日外国人関連データ」に関するディスカッション
  - o データ公開を希望する者からのプレゼンテーション
  - o 関係省庁回答と意見交換
- (5) 「公共交通関連データ」に関するディスカッション
  - o データ公開を希望する者からのプレゼンテーション
  - o 関係省庁回答と意見交換
- (6) 閉会

## 4. 配布資料

- 【資料1】第1回オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催について
- 【資料2】ぐるなび様ご提出資料
- 【資料3】ウイングアーク1st様ご提出資料
- 【資料4】ジョルダン様ご提出資料
- 【資料5】凸版印刷様ご提出資料
- 【資料6】国土交通省資料

## 5. 出席者

### 【オープンデータワーキンググループ構成員】

LINE株式会社 ビジネスプラットフォーム事業室 戦略企画担当ディレクター 砂金構成員  
首都大学東京大学院 教授 大杉構成員  
筑波大学 システム情報系 教授 川島構成員

株式会社日立コンサルティング 公共コンサルティング本部 ディレクター 小池  
構成員

東京大学大学院 情報理工系研究科 特任教授 中島構成員

合同会社GeorepublicJapan シニアコンサルタント 東構成員

**【オープンデータ伝道師】**

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター（GLOCOM）准教授／主任研究  
員 庄司様（ファシリテーター）

**【データの公開・活用を希望する者】**

株式会社ぐるなび 企画開発本部 企画第2部門 ビジネスソリューショングルー  
プ 中村様

ウイングアーク1st株式会社 技術本部 カスタマーサービス統括部 製品品質  
管理責任者 加藤様

ジョルダン株式会社 特命プロジェクト 部長 太田様

凸版印刷株式会社 経営企画本部 デジタル推進部長 藤沢様

**【関係行政機関】**

法務省 入国管理局 福原出入国管理情報官

財務省 国税庁課税部消費税室 山寺室長

財務省 関税局監視課 伊藤広域税関業務調整官

厚生労働省 医薬・生活衛生局 道野食品監視安全課長

国土交通省 総合政策局 情報政策課 藤田課長

国土交通省 鉄道局 志賀総括課長補佐

国土交通省 鉄道局 黒鳥課長補佐

国土交通省 総合政策局 公共交通政策部 交通計画課 山川地域振興室長

国土交通省 自動車局旅客課 寺内課長補佐

国土交通省 海事局内航課 旅客航路活性化推進室 矢澤室長

国土交通省 観光庁 観光経済調査室 赤井室長

**【事務局】**

情報通信技術（IT）政策担当 あかま内閣府副大臣

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 遠藤政府CIO

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 向井副政府CIO

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 山路参事官

○山路参事官 それでは、ほぼ定刻になりましたので、ただいまから第1回「オープンデータ官民ラウンドテーブル」を開催いたします。

本会議の事務局を務めます内閣官房IT室の山路でございます。よろしくお願いいたします。皆様には、御多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会進行につきましては、オープンデータ伝道師であります庄司先生にお願いをし、お引き受けいただきました。開会に当たりまして、庄司先生より一言御挨拶をいただきまして、以降の議事進行を庄司先生にお願いしたいと思います。

庄司先生、お願いします。

○庄司氏（ファシリテーター） 本日、議事進行を務めますオープンデータ伝道師、国際大学の庄司昌彦です。

オープンデータの活用に関する議論は非常に具体的な段階に入ってきていると思います。個別具体的なテーマに入っていくと、これまでどういうふうにデータを作り扱ってきたかという個別のいろいろな事情やルールとの調整が必要になってきます。本当に成果を出す段階に入ってきたからこそこの課題がいろいろ見えてきているところだと思います。

ほかの国などでも、官民でどうやって生産的に対話していくかが試行錯誤されておりますけれども、今日は、日本における初の試みの官民ラウンドテーブルになります。残念ながら、テーブルは四角くなってしまったのですけれども、心の目ではここを丸いテーブルだと捉えていただきまして、活発に御議論いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、IT政策担当のあかま副大臣に御出席いただいております。議事に入る前に、あかま副大臣より一言いただきたいと存じます。

あかま副大臣、よろしくお願いいたします。

○あかま副大臣 大変お疲れさまでございます。今日は、お忙しい中お集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

御案内のとおり、一昨年の12月、官民データ活用推進基本法が制定され、昨年5月には、官民データの活用推進基本計画に基づいて、行政が保有するデータの公開・活用を政府としては積極的にとり進めております。

今回、第1回目の「オープンデータ官民ラウンドテーブル」という話でございます。今、庄司先生から、具体的な段階に入ったのだという話がありました。今日は、飲食店関連、観光、交通というデータに関するディスカッションが行われるものと思っております。ぜひ民間のニーズに即したデータの公開のあり方、さらには民間データとの組み合わせを含めた展開、これらがうまくディスカッション、議論が展開されればと期待しております。

もちろん、今日で全て結果が出るのも思っておりません。このラウンドテーブルは、今し方、庄司先生が四角だとおっしゃいましたけれども、徐々に徐々に、また、できれば速

やかに丸くなるよう是非お願い申し上げます。

なお、私のほうも、今日担当としてこちらのほうにおればよろしいのですが、この後、2時から本会議が予定されております。中座をいたしますことに御理解を賜りますようよろしくお願いし、くれぐれも積極的な御議論をどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○庄司氏（ファシリテーター） あかま副大臣、ありがとうございました。

あかま副大臣は公務によりこれにて御退席されます。どうもありがとうございます。

（あかま副大臣退室）

（座席移動）

○庄司氏（ファシリテーター） プレスの撮影はここまでということでお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、まずタブレット操作について事務局からの説明をお願いいたします。

○山路参事官 今日の会議は、ペーパーレスということで開催をさせていただいております。基本的に、この端末の操作につきましては発表者が行い、その他の皆様は発表者の操作に合わせて自動で動く画面を見ていただくこととなります。ただし、興味があるページを先に見たいとか、操作よりももう少しゆっくり同じページを見たい場合は、この上にあります「個人」というところを押すようにしてください。その場合、御自身のみの操作でページを動かすことが可能となります。その後に発表者と同じページに戻りたいということになりましたら、「共有」というボタンを押していただきますと、発表者と同じページに戻るようになります。

なお、この中で起立をしている人間が事務局の人間になりますので、操作の関係で何か御質問等がありましたら、お呼びいただければ幸いです。

最後に、注意事項です。この画面の左上に、四角に、矢印が左に出ているところがあるかと思いますが、それを押してしまうとこの会議が終了してしまいますので、丸く、うまく、この会議を建設的に進めるためにも押さないようにしていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございます。

それでは、議事を進めていきたいと思っております。

まず、オープンデータ官民ラウンドテーブルの開催について、事務局より資料1の御説明をお願いいたします。

○山路参事官 事務局より引き続き御説明をさせていただきます。

<資料1：1ページ>

今回が第1回目の会議でございますが、この会議の目的は、こちらの上にかかせていただいているとおり、データを保有する府省庁と民間企業等データの活用・公開を希望する方々が直接対話する場を設けることによって、ニーズに即したデータの公開と、民間の保有しているデータとの組み合わせによる活用を促していきたいと考えておりました、それによってデータの価値をより一層向上させる、また多様なサービスの出現を実現していきたいと考えております。

3. のところに書かせていただいているとおり、今回は観光・移動分野におけるデータ活用ということで第1回目でございます。第2回目につきましては、3月中・下旬にインフラ、防災・減災、安全・安心分野におけるデータの活用ということで開催を予定しております。第3回目以降は、来年度に入ってしまうかもしれませんが、土地・農業分野等について開催していく予定でございます。

<資料1：2ページ>

今日のラウンドテーブルの進め方のイメージ、流れでございますが、まず最初に、データの公開・活用を希望される方からプレゼンテーションをしていただきます。こういうデータがこういう形で出てくるとこういうことが実現しますと、具体的なユースケース等も交えていただきながらプレゼンをいただきまして、その後、データを保有している、もしくはその制度を所管している省庁から、その要望に対する御回答をいただきまして、その後、質疑応答、意見交換を予定しております。

今日、一番いい結果というのは、このニーズに応じてオープンデータとして公開していきますということになればと思いますが、オープンデータとしては公開できない場合であっても、こういう条件であれば公開できるという議論になったり、場合によっては、公開できない理由、こういう理由があつて今は難しいとなることもあろうかと考えております。

<資料1：3ページ>

このラウンドテーブルの位置づけでございますけれども、今回、第1回目として開催しまして、その結果を、左側にありますオープンデータワーキンググループ、さらにその上のIT本部に報告していったり、官民データ活用推進基本計画の実行委員会に御報告していくということを想定しております。

<資料1：4～6ページ>

次のページ以降3ページ分が、今回取り扱うデータそれぞれについて、今日の議論を踏まえて、右側の府省庁の見解と、今回のコンセンサスというか、結論と申しますか、今後の進め方というところを書き込んで、それを先ほど申し上げたオープンデータワーキンググループ等に御報告していくことを考えております。3ページはそのイメージ図でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございます。

それでは、ラウンドテーブルの議論に入ります。

今回のラウンドテーブルは、先ほど御説明いただきましたように観光・移動分野になりますが、本日の対象データにつきましては、飲食店関連データ、訪日外国人関連データ、公共交通関連データの3つに分類して議論を進めてまいります。

また、本日の流れですけれども、データを公開する方々より公開要望に関するプレゼンテーションを行っていただきまして、各省からの回答及び意見交換というふうに考えております。

それでは、まず、飲食店関連データについて議論を行います。

では、ぐるなび様より資料1の御説明をお願いいたします。

○中村氏 ぐるなびの中村と申します。本日はよろしくお願いたします。

私どもからは、保健所の届け出情報をオープンデータという形で使える形にさせていただけると、飲食店様の事業であったり、皆様生活者の方々が普段の生活の中で飲食店を探すといった際にお役立ていただけるのではないかとということで、お話をさせていただければと思います。

<資料2：2ページ>

まず、弊社の概要を簡単に御説明させていただきますと、ぐるなびというレストランの検索のサイトを中心にやらせていただいている事業者でございます。96年よりそういったサービスをやらせていただいております。2,000人弱ほどの社員が、こちらのサービスでありますとか、そのほかさまざまな飲食店ですとか移動というところに関連する事業に取り組んでいる会社でございます。

<資料2：3ページ>

なぜこの保健所届け出のデータというのが広く使い得るものなのかというところで簡単に御説明させていただきますと、食品衛生法で、飲食店に限らず、食品を扱う場合には都道府県知事の許可を得ることということで、そのためにその条件をあらかじめ提出して、必要に応じて立ち入り検査を受けることが必要とされておりました。従いまして、飲食店を開業しようという最初の段階で、必ず保健所に届け出情報がなされるということなので、この届け出情報がしっかり捕捉できれば、いつからこういった飲食店がどこで開かれるのかという情報がわかることとなります。

<資料2：4ページ>

現在、我々のような事業者がそれをどのような形で行っているかというところで申し上げますと、実はこういった事業者は、各社独自にこういった情報を足で稼いだり、各所から情報を集めたりという形で、ここに新しいお店ができた、ここの住所は何々で、どうい

う屋号で、どのようなタイプのお店なのだといったところを調べて、弊社の場合はウェブサイトでそれを情報として提供させていただいているという形でございます。

ただ、各社が独自にやっておりますので、どうしてもリアルタイム性でありますとか、網羅性というところが各社まちまちになってしまうところがございます。そういったことに対しまして、保健所様に届け出されているデータがオープンになることによって、外食の利用者、新しくお店を開こうという飲食店の方々、双方のメリットにつながるのではないかとというのが趣旨でございます。

<資料2：5ページ>

具体的にこれがどのように使えるかと申し上げますと、まず一番のところは、左にございますように、検索サービスでございます。我々ぐるなびというサイトに限らず、今はいろいろな会社さんがこういった検索サービスを提供しておりますが、そういったところで一元的にそれぞれ使っていけるものだと考えております。その中で、この店は新しくオープンした店ですよといったこととか、この店は実はもう廃業されておるお店ですよといったところが正確に反映されることで、こちらを利用する方々が行きたいお店をしっかりと探し、そこに行くことができるということにつながると考えております。

飲食店に特化するだけではなくて、右のほうに書かせていただいているイメージ図のように、最近ですと、地域情報を提供するようなサービス、例えばスーパーさんですとか地元のお店の情報提供をされているサービスが幾つかあるかなと思うのです。そういったところで、あなたの近くのエリアにこういったお店がオープンしましたよというようなところにつきましても、告知、プッシュ型であったり、自分が新しいお店が何かないか探そうというときに容易に探すことができるようになります。

<資料2：6ページ>

こういったことができるとうれしいのかというのを簡単に3つにまとめさせていただきますと、こちらのページでございますように、まず1つ目が、外食情報を見たいという方々の利便性が向上することです。確実に営業しているお店であったり、新しいお店を探して、それを食べに行くことができる。特に自分の近くとか、自分が今いる場所の近くの新しいお店がわかることによって、せっかくオープンしたのだからちょっと行ってみようかという形で、新しいお店の喫食機会が生まれていく。それによってより新しかったり、こういう価値を提案したいというシェフの方とか飲食店の方々がビジネスを拡大するチャンスにつながると考えております。

特に2番目に書いてございますように、飲食店という業種は、開業から半年ぐらいから資金繰りが結構厳しい状態がございます。いかにオープンから早い段階でお店のことを知っていただいでお店に来ていただくかということが非常に重要になってくる事業体でございます。従いまして、そういったタイミングでこういった形でオープンデータがあることによって、そのPRが非常にやりやすくなるというのが1つあるのではないかと考えております。

もう一点は、我々のぐるなびという会社に限らずという形なのではございますけれども、こういった情報を提供するサービス。従来、当社ですと、営業ですとか飲食店様に1,000人ぐらいが直接かかっているのですけれども、かなりの規模で情報をカバーしに行くということをやっていかなければならなかったのですが、そういったことなく、オープンデータを活用することで、それぞれどのようなお店を探したいのか、そちらのサービスのほうにより注力することができ、新規参入というところも流されますので、よりよいサービスができていくことで、業界自体の活性化につながっていくのではないかとというのが3つ目でございます。

また、これは直接的なというか、副次的な効果にはなるのですけれども、最後に書かせていただいていますのは、データの中で、お店の面積であるとか、トイレの状況みたいな、お店が新しく引き継がれた場合、そのまま変わらない情報というのが結構あるのです。そういったところについては、住所とかを入れると過去の情報を引っ張ってきて入力になりますという形で、届け出自体を楽にすることもできるのではないかとこのところでございます。

ポイントとしては、上に大きく書いた3つのところが社会的な価値になるかなと考えております。

<資料2：7ページ>

では、具体的にどういった情報が入っていて、どういった形で公開いただけるとありがたいというのがこちらになります。例えば東京都さんとかは、こういったウェブ上で、屋号ですとか、住所ですとか、申請が新規なのか廃業なのかという情報をまとめて公開して、ダウンロードもできる形でございます。ただ、こちらはあくまで東京都という形でございますので、これを全国的なものという形で同じような形式で活用できるようになると、事業者としては活用が非常に進んでいくのではないかとというのが今回の趣旨でございます。

<資料2：8ページ>

具体的に申し上げますと、最初の営業・開業のところが優先度が一番高く、また開業と廃業、その順番に内容の変更であったり、保健所によって一時的に営業が停止されているお店だったり、そういった形の情報が入ってくると考えております。

特にこちらの中でも優先度が高いとさせていただいているのが、店舗ですとか新鮮さをユニークにすることであったり、お店がそもそもどういう場所にあって、どういう種類のお店なのかといったところであったり、いつからオープンしていつ廃業されるのかといったところが特に優先度が高い情報です。

その次に、お店の状況をもう少し理解をするというところと言うと、面積だったり、便所の形式だったり。あとは、実際にどういう方が食品責任者か。こちらはシェフの方がどなたかというのがある程度わかる。シェフの方がお店を移ったときとかに、この人は昔こういうところで働いていた、みたいなことがある程度わかることもあるので、どちらかと言うと、検索側の業者というよりは少しBtoB寄りの人材とかの業者のほうを使う可能性が



あるのかなということで、優先度「中」という形で書かせていただいております。どういった情報を提供いただけるとありがたいかというところで記載をさせていただいている内容でございます。

<資料2：9ページ>

取りまとめますと、保健所の届け出情報というのは、当社に限らず、飲食店関連サービスで幅広く活用できる公共性の高い情報源と言えるのではないかと。基本的には保健所様のほうが管理されていらっしゃるの、厚生労働省様のほうがそのデータ自体を全部持っているということではないのかなとは思いますが、ぜひそちらのほうで保健所様のほうに働きかけていただいて、御開示の方向で動いていただけると非常にありがたいと考えております。

特定の企業によって自前でつくるデータですと、どうしても中で抱え込むことになってしまいますので、公共財としてこういったデータを使っていくことによって、飲食店情報を知りたいよという方の利便性の向上であったり、飲食店様自体の新規開業の支援であったりというところで活用できるようにさせていただければと考えております。

○庄司氏（ファシリテーター）　ありがとうございます。

それでは、意見交換に移ります。

まず、今、御要望いただきましたので、厚生労働省よりただいまの要望に対する御回答をいただいた上で、全体で議論というふうにいきたいと思っております。

それでは、厚生労働省さん、よろしく願いいたします。

○道野課長　厚生労働省の医薬・生活衛生局食品監視安全課長の道野と申します。よろしくお願いをいたします。

今、御説明があったとおり、私どもはデータそのものを所有しているわけではなくて、食品衛生法という制度を所管している省庁として今日は出席させていただいております。今、御紹介があったとおり、許可の事務をやっている、許可権限を持っている自治体は全国で144ございます。都道府県だけではなくて、中核市であるとか、23区であるとか、それぞれ独立して制度を運用しているという状況でございます。もちろん、今、御紹介があった東京都のように積極的にホームページ等で公開している場合もございますし、公開請求に応じて開示をしているというようなことで、ほぼ全ての自治体でそういった対応がされているのではないかなと理解をしております。

そういった中でさらにこういった御要望があるかというのは、今日、よく伺わせていただいて、検討させていただきたいと思っております。

今、御説明があった中で、1つ、私どもの考え方、事実関係について簡単に御説明いたしますと、実はこれは食品衛生法に基づく届け出ではなくて許可になります。許可がないと営業ができないという仕組みになっている。ただ、全ての食品営業ということではなく

て、ちょっとかたい言葉になりますけれども、公衆衛生上影響が大きい34業種について都道府県知事等の許可がなければ営業ができない仕組みになっております。その34業種の1つに飲食店営業というのがあるわけです。ですから、どういうカテゴリーの食べ物を提供しているのかというのは、その下のレベルの情報なので、そこまで一律に各自治体が把握しているわけではなくて、東京都のオープンデータなどを見ていただければわかるのですが、屋号から判断してもらうぐらいしか、なかなか難しいのかなというようなものであります。

重ねて申しますと、食品衛生法という公衆衛生規制の法律ですので、安全性にかかわるもの、もしくは申請者だとか施設の特定に必要な情報が中心になりますので、顧客サービスにつながるような、例えば、おっしゃっていたような、シェフが誰だとか、トイレが洋式か和式かとか、もしくは広い店か狭い店かということについて情報としてカバーできているかということ、そこは難しいところがあるということも御留意いただきたいと思います。

あと、開業・廃業情報です。開業情報については、恐らくオンタイムで把握ができていられるだろうと思います。当然のことながら、オンタイムで情報がとれなければ意味がないのですけれども、そういうことになる。

廃業に関しては、実態の話になりますけれども、開業のときは、当然早く開業したいですから申請もインセンティブが非常に強いのです。いろいろな事情で店を閉じられるときというのは、必ずしも保健所のほうに何月何日で終わりますと言ってくるわけではなくて、むしろ次の申請がなくて、許可が失効するケースのほうが多いというか、ほとんどがそうだと思います。奇特定の事業者の方で、もしくは都道府県サイドが廃業届を出していただきということで出してもらっているケースはあると思いますけれども、全体として見た場合に、オンタイムで情報が把握できているかということ、難しい部分はあると思います。

いずれにいたしましても、私どもとしては、地方自治体に対してこういったオープンデータの活用という観点でいろいろな要請をしていくことは可能ではあるのですけれども、今のような、ある意味、制約的なものもございますので、それを前提として御要望をいただければと思います。

以上であります。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございます。

届け出ではなく許可であるということ、公衆衛生の目的の範囲でデータを集めているのだという趣旨、それから、廃業に関する情報は必ずしもタイムリーではない等々のお話をいただきました。要請はできるよという前向きな御姿勢もいただきまして、ありがとうございます。

それでは、今の御回答を踏まえて全体で議論ということにしたいと思います。

ぐるなびさんから、今の回答に対して直接すぐ何かというのはありますか。

○中村氏 そうですね。済みません、1点だけお話を申し上げますと、飲食店かどうか、

それ以外のより細かい情報というのは、余り捕捉率が高くなかったり、粒度がばらばらというところだったのです。そこが逆に、我々のような各事業者が頑張るところになるのかなと考えております。特に提供する内容みたいなものは、今、テキストで入力されるのが主なフォームになっていらっしゃるかと思うのですが、その中でこういったテキストが入っているとどういった業種である可能性が高いみたいなどころというのは各事業者が整備をしていき、ユーザーに提供するサービスの中身に応じて飲食店のカテゴリーみたいなものをつけていくという形で運用するのがよいのかなと考えているので、情報としてはぜひ入れていただけるとありがたいかなと考えております。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございます。

今日は、オープンデータワーキンググループから有識者の皆様も御参加いただいていますけれども、何かコメント、提案などございますでしょうか。あれば挙手をいただければと思います。

では、川島さん、どうぞ。

○川島構成員 筑波大学の川島と申します。非常に的確な要請と反応をいただいているのではないかと思います。個別の法律の法目的が公衆衛生であり、企業側の要請目的が顧客サービスであるというのは、確かに視点が違うのですね。ただ、オープンデータというのは、基本的に税金でつくっているものはデフォルトでオープンにしましょうということなので、その法目的、個別目的がどうであろうとも、そもそも非開示の理由がはっきりしない限り出そうということです。そのことについて都道府県知事の判断がずれていることについては、たとえ法目的上、それが所管法の法律解釈上の判断から直接の権限ではないとしても、政府全体としては税金でつくっているものですので、その齟齬が生じていることの原因については明らかにしていただき、もし特定の地域固有で独特な説明可能理由があれば、それはオープンにしないということもあり得る判断だと思うのですが、そうした理由がないとすれば、やはり全国一律オープンにさせていただくというのが原則ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○庄司氏（ファシリテーター） かなり踏み込んで鋭い御質問でしたが、いかがでしょうか。

○道野課長 先ほど申し上げた食品衛生法の事務ですね。こういった営業許可だけに限らず、実は相当部分、地方の自治事務という部分がございます。そういったことで、今のような御指摘をあちらこちらで私どもも受けているという状況がございます。

そういう中で、地方自治法でいえば、そういった地方への関与としての技術的助言という形をとらざるを得ないのです。そういった形で我々として行政側としてすぐ反応できる、

対応できるとしたら、そういった手段を使って自治体のほうには要請していくこともできます。ただし、やる場合には、もちろん自治体の事情もよく聞いた上でそこは進めたいと考えております。

○庄司氏（ファシリテーター） いかがでしょう。

○川島構成員 ありがとうございます。まさに明確な理由があれば、それはそれで皆さん納得することですので、そのあたりの事実関係、なぜ出ないのかということについて明らかにしていただいて、原則は出していただくという技術的指導を明確かつ強くやっていただきたいと思います。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございます。

ほかの構成員の皆様からいかがでしょうか。

では、東構成員、お願いします。

○東構成員 東と申します。

済みません。余り詳しくなくて、1つお尋ねしたいのですが、こういった開業・廃業に関する調査票の項目というのは、先ほどの144カ所の許可権限を持っているところはばらばらに持っていらっしゃるのでしょうか。まずそこを教えてください。

○庄司氏（ファシリテーター） では、済みません、厚生労働省さん、お願いします。

○道野課長 食品衛生法とそれに基づく規則で、申請をする際の内容というのは、施設の特定情報と施設の概要という形である程度とっています。自治体のほうで条例もしくは運用の細則で、施設の概要の中で図面をとったり、図面よりもさらに細かいそういう情報をとると。機械とか器具とか、例えばシンクが何槽あるのかとか、そういうところは衛生管理の関係で規制している部分があるので、そういう規制関連の情報については細かくとっているところもあります。ただ、これは自治体によってさまざま、提出される書面の中で確認することをまず一義的なチェックとするところもありますし、現場で店舗といいますが、施設を検査することによって基準への適合の良否を判断することを中心にやっているところは余り細かい情報まではとっていない。さまざまあります。

ただ、私どものほうで、技術的助言ということで、こういった様式を使いましょうということで、様式は各自自治体に通知をしています。ただ、それを使っているところは恐らく3割ぐらいと聞いています。あとは独自の様式であったり、項目を足したりしているところがあると御理解いただければと思います。

○庄司氏（ファシリテーター）　ありがとうございます。

もちろん、最大公約数というか、法律が求める基本的な情報というものがあり、また、標準的なお薦めの様式というものもあって、3割ぐらいは使っているという話でしたけれども、いかがでしょうか。

○東構成員　ありがとうございます。そういった書式があると、できるだけそういったものに沿って。もちろん個別の項目はあってしかるべきだと思いますけれども、最低限、今、お聞きした範囲でも、業種というのは素人的にはごく当たり前にありそうな気がするのです。そういったものが法の要請で特にないので載っていないというのは、いろいろな統計をとる意味でも、そういった業務に携わる人にとっても割と基本的な情報のような気がいたしますので、ひな形的な形式があるのであれば、そういったものもぜひ、許認可権限を持っておられるところに、再度、こういったものに合わせてはどうでしょうかという話をいただけるといいかなと思いました。

○庄司氏（ファシリテーター）　ありがとうございます。

ぐるなび様、もし何かコメントがあればすぐ手を挙げてください。

ほかはいかがでしょう。

それでは、小池構成員、お願いします。

○小池構成員　小池です。

今回、オープンデータというのは、請求して1つもらって利用というのではなくて、いろいろなデータを組み合わせられるビッグデータ視点というのがあると思います。今回、このデータ以外にも、政府にはいろいろ申請書があると思います。建設許可、水道・下水道審査。こういうものを組み合わせても、有効な、同じようなビジネスができるのでしょうか。また、そういう視点でもう少し広くオープンデータを見たときに、有効なデータというのはあるのではないのでしょうかという点、要望側としてご意見ください。

もう一つは、いろいろなデータも組み合わせないと、同じ企業だとわからないと思うのです。有効キーとして、位置なのか、企業名なのか、企業コードなのか、何か使われたいと思われるのだと思うのですけれども、そういう点がありましたら御発言いただきたいと思います。

○庄司氏（ファシリテーター）　ぐるなびさんに御質問ですね。いかがでしょうか。

○中村氏　1点目の質問はすぐ答えるのが難しそうなので、まず、2点目の御質問から申し上げます。

おっしゃるとおりで、ユニークなキーコードになるものというのが非常に重要になって

くると思います。考えておりますのは、住所、店舗名、申請者、ユニークな食品衛生管理者ですね。なぜかと申しますと、申請者の場合、チェーン店では、チェーン店本部の方が申請者として一意になっていることが多くて、食品衛生管理者のほうが店舗の調理者の責任者の場合が多いので、これらが両方入っているということが、そのお店が固有のお店であるということ捕捉し続ける上で結構重要になってくるかなと考えております。

1 個目の御質問の、ほかの飲食店以外のところで言うと、我々、ビジネスはそこではなかったりするので、かなり素人発言になってしまうかもしれないのですが、建設業さんとかであれば、例えば公共事業とか、この建設業者は過去にどこの建設をやっている、それは、今、どういうふうに使われているのかみたいなどのところのアセスメントの状況に使ってみたり。下水道も、どこのところが最近どれくらいチェックがされていないから、このエリアを重点的にもうちょっとやらなければだめだねとか、ここのエリアは改修が結構多くなっているよねとか、そこにどのくらいコストをかけざるを得なくなっているか、みたいところがわかったりすると、インフラの整備をより効率的に行ったり、申請とか許可の情報は、どういった形で業界が動いているというのがマスでも非常にわかりますし、個別の事業者に落とし込んでいくことでより具体的なアクションにつなげていけるデータなのではないかと考えております。

では、どのデータとどのデータをつなぐとよいのかというところについていうと、例えば建設と我々飲食という、建設のところで飲食ビルを建てますみたいな話になればつながってくる場所はもちろんあると思うのですが、それはどうしても個別でそろってきてという次第かなと。この場で、これとこれをつなぐとすぐというのは余り思いつかないので申し訳ないのですが、いずれにしても、そういった情報がかなりオープンになっていくことで、つなげていって、それをより活用していこうという動きがどんどん加速していくのではないかと考えております。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございます。

今は食品営業許可のお話でしたけれども、ほかの分野でも似たような議論というのはあり得るのではないかと。また、それを掛け合わせることでいろいろ可能性があるのではないかと。というやりとりであったと思います。確かに、今、法人番号も使えるようになってますし、あと、海外の事例ですと、衛生検査の結果の情報をグルメサイトに使っているという具体例もありますので、そういったところが進んでいくといいのではないかと思います。

まだ御意見等もあるようなのですが、時間の関係がございまして、このテーマに関しましてはこれにて意見交換を一旦終えたいと思います。活発な御議論をいただきましてありがとうございます。

○山路参事官 済みません、一言。内閣官房IT室でございます。

IT室におきましては、先生方御存じのとおり、自治体が持っているデータのうち、こう

いったデータを公開することから始めましょうという推奨データセットをつくっております。今回の飲食店許可情報などについても、全自治体が標準的なフォーマット項目で出すようにするという意味では、そういったものにしていくのも一つではないかと思えます。今後、厚生労働省さんとそういったところと一緒に検討させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございます。最後に、非常に期待が持てるコメントをいただきまして、ありがとうございます。

それでは、このテーマに関してはここで一旦区切らせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、訪日外国人関連データについて議論を行います。

それでは、ウイングアーク 1st様より資料3の御説明をお願いいたします。

○加藤氏 ウイングアーク 1stの加藤と申します。本日は貴重な意見の場を与えていただきまして、ありがとうございます。

私どもにつきましては、ソーシャルデータを使いまして、訪日外国人の観光行動、どんなふうに移動しているのか、どこで飲食をしているのかということ、オープンデータを使いましてうまく分析・活用できないかという部分についてお話しさせていただきたいと思えます。

<資料3：1ページ>

簡単に弊社の概要でございますが、弊社は観光分野の製品を扱っている会社ではございませんで、データの可視化であるとか、帳票ツールであるとかという部分で、企業向け、あるいは官公庁様向けに製品の販売をしている会社となっております。

<資料3：2ページ>

これらの製品というのは、いろいろな分野に使える部分がありまして、数年前から首都大学東京様と一緒に観光分野での共同研究をしております。この共同研究とは何かといいますと、ソーシャルデータをうまく活用いたしまして訪日外国人の行動を分析できないかということを行っています。こういった研究におきましては、観光情報学会であったり、さまざまなデータ工学系の学会においてもいろいろな研究をされておきまして、そういった研究の成果を可視化ツールの上でうまく適用いたしまして、より簡単に観光関連事業者様に提供できる仕組みが構築できないかと考えております。

<資料3：3ページ>

今、具体的につくっている事例でございますが、東京都におきまして、約30の観光関連事業者様と一緒に検討会を開きまして、こういったシステムが観光関連事業者様の課題解決などに適用できるかどうかという実証事業を行っています。

今、ご覧いただいている例が1つの例ですが、この中では、住所データ、気象データ、

GEO・地図のデータ、ランドマークデータ、ソーシャルデータの分析結果。この画面の上では、実際にツイッターデータの生データまで表示させていただいておりますが、こういった情報を組み合わせることによって、訪日外国人が適温の晴れの日には新宿東口周辺で訪れてよかったと感じた地点を可視化することができます。具体的に、ツイッターの本文の中から、訪れてよかったかどうかという部分についての感情をスコアリングしながら集めた結果という形になっております。こういった可視化ができることによりまして、お薦めの観光ルートであったり、この地点についてはこういう外国人の方がいらっしゃるの、近くにある店はどんなメニューを開発すればいいのかとか、どんな言語のメニューを用意すればいいのかということ調査していくことができるようになります。

<資料3：4ページ>

私どもが首都大学東京様とやりたいと思っている部分につきましては、さまざまなソーシャルデータとオープンデータ、それから、実際に事業をされている方々、リアルデータを組み合わせまして、訪日外国人の観光行動をきちっと分析したい。政府のほうは2016年3月に発表しております、訪日外国人2020年4,000万人、ビジネス規模としましては8兆円という規模の中でさまざまな観光関連事業者様がビジネスを稼ぎ出していく仕組みというもので、やはり分析というのは重要だろうと考えています。

観光関連事業者様というのも、現在、この8つのカテゴリーに分けておりまして、この8つのカテゴリーそれぞれに対して、データの組み合わせの結果を各事業者様が操作して、自分たちにとってこれはメリットある情報だね、だからこういうことをやっていこうということが形にしていきたいと思えます。現在、日本版DMOの登録法人などもおられますので、そういった分野でのデータサイエンティスト養成のためのツールとして使っているのではないかと考えています。

<資料3：5ページ>

では、具体的にどんなデータがあれば、より利用価値が上がっていくか。まず1つ目につきましては、観光庁様が実際に公開されております訪日外国人消費動向調査データ。これは実際にどんなものであるかという部分について、変更点を含めて次のスライド以降に具体例を書かせていただいております。こちらに非常に細かいアンケート項目がありまして、そのアンケート項目について統計処理されたデータが公開されています。ただ、この統計情報の中で、もう少しこういった情報があればより使いやすいのではないかとこの点について洗い出しをさせていただきました。

<資料3：6ページ>

まず、この訪日外国人消費動向調査の部分につきましては、調査票及び集計結果につきましては、こちらにウェブサイトのコピーがございますが、公開されている形になっております。現在、エクセルデータの形になっておりますが、CSVの形式のほうがやはりデータ加工しやすいということで、CSVの形式を希望しております。

<資料3：7ページ>



具体的な消費動向調査の調査票ですが、今の画面が調査票の部分になります。これは日本語版という形になっています。現在、この中の民泊という部分について各事業者様が非常に気になっております。この民泊についてなぜ気になっているかというのは、民泊をする人としらない人、一般のホテルに泊まっている人では行動が違うのか違わないのか。例えば観光バスに乗るとか、観光タクシーに乗る傾向はあるのかないのか。実際に宿泊費の部分を下げることによって、飲食やショッピングのほうにお金を使っているのかとか、いろいろな部分の分析がやれるのではないかと思ひまして、アンケート項目の中で民泊の回答欄を追加していただきたいと思っています。

<資料3：8ページ>

同様に、現在もう既に、SNSというものが情報の中で役に立ったかどうかという質問はありますが、旅行先の情報として利用しているのかというのがJ2という質問の中にあります。こちらにも入れていただくとともに、どんなSNSを使っているのかという部分も得られると非常に使いやすいかなと思っています。

これはなぜかといいますと、各国におきまして人気のあるSNSというのは全然違ひまして、1つのものでまとまる形ではなく、この地域のこういった人だからこのデータを見ている、では、この地域の人はこのSNSデータで分析をしようということが出来ますので、SNSについても選択肢を用意していただくと幸いかなと思っています。

<資料3：9ページ>

一方、この分析の部分につきましては、集計表という形で非常に細かい情報が上がっています。

<資料3：10ページ>

この中で、どういった都道府県を訪問しているのかという部分があります。この部分については、どこの空港・海港から入国をして行ったのかということがわかれば、その距離の部分であったり、移動経路というのは、ソーシャルデータを使ってでも調べることも可能になりますので、さまざまな分析の中で利用の空港・海港別に集計できないかなと思っています。

<資料3：11ページ>

表6の部分について、同じように、入国した場所がわかることによって、例えばわざわざ非常に遠い都道府県から入国して、それから北海道のほうに行ったということもありますし、現在、東北6県だったり、沖縄などについては許可をされやすいビザなどの発行もされていますので、そういったものによって、東北6県から入って次にどこの都道府県に行ったのかということも分析できるのではないかと思ひまして、こういった要望を入れさせていただきます。

<資料3：12ページ>

ここまでが現在公開されております観光庁様のデータに対する要望となります。

続きまして、新規公開を希望するデータでございます。現在、免税の処理ができるお店

が非常にふえております。これは至るところにありまして、では、どんな免税品を買っているのかについて調べるのは非常に困難な部分があります。こういった部分、やはり消費税を免税している部分がありますので、きっと国税庁様のほうで何らかのデータを持っておりまして、どこでどんなものをどんな国籍のどの年代の人が買ったのかという部分がわかりますと、ショッピング目的の人はこういった行動をしているのかということ、ソーシャルデータと組み合わせることで分析することができますので、こういったことをやっていきたいと思っております。ソーシャルデータ上では、インフルエンサーと言われる影響力のある人材というのがいらっしゃいます。その人材と同じような行動をしている方がどの程度いるのかということも分析できますので、この免税品の購買データというのを開示いただけないかと思っております。

<資料3：13ページ>

最後に、法務省入国管理局がお持ちの入国データの部分です。今、ソーシャルデータの分析によって、入国がビジネスなのか観光なのかということはある程度分析することができるようになっているのですが、それが本当にどの程度合っているのかを調べることも大変な部分があります。商用で日本に来られているのか、観光なのかということは、この外国人入出国記録用紙のデータが公開されますとわかると思っております。渡航目的であったり、どの国のどの年代の方が実際に来られているのかという部分についても開示していただくと、このソーシャルデータと組み合わせることによって非常に効果が出るのではないかと思っております。

ちなみに、ソーシャルデータ、位置情報付きのツイートと言われているツイッターのデータにつきましても、日本国内で1日に60万件以上のデータがありますので、1年間で1億件以上になります。この中で訪日外国人にしますと、年間で4,000万件ぐらまで絞られてしまうのですが、4,000万件のデータというのはビッグデータとしては価値あるものです。この価値あるものをうまく利用していくために、自治体様がお持ちのさまざまなデータをオープンデータで公開していただきたいというのが今回の趣旨になります。

今回、この3つの点につきまして公開を希望しております。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございます。たくさんいただきました。

それでは、意見交換に移りたいと思っております。

国土交通省様、財務省様、法務省様に来ていただいております。ただいまの公開要望に対する回答をいただいた上で議論を行いたいと思っております。

まず、優先順位として、最初に出た訪日外国人消費動向調査データに関して、国土交通省様からお願いいたします。

○赤井室長 国土交通省の観光庁観光経済調査室の赤井と申します。本日はありがとうございます。

御提案の情報サービスを拝見させていただきました。今、ソーシャルデータとかビッグデータを活用しての旅行者の行動分析とか購買分析というのはすごくホットなテーマになっておりまして、公的統計ではなかなか捉えられないようなところで、大変重要なテーマですので、貴重な取り組みであり、大変参考に拝見をさせていただいております、また、できる限り御協力をさせていただきたいと思っております。

その上で、いただいた御提案に一つ一つ御回答申し上げますと、まず、民泊の調査です。これは、ウイングアークさんの御要望を事前に察知してというわけではないのですけれども、既に調査をやっておりまして、7-9月期の調査から利用宿泊施設の質問に「民泊」という選択肢を加えておりまして、既にもう公表しております。ホームページにも出ておりまして、訪日旅行者のうち12%ぐらいが民泊を利用しているという結果で、そのデータを使った分析とかもしておりますので、是非ご覧いただければと思っております。

あと、12表です。都道府県別に外国人の方がどこを訪れたかという表をさらに空・海港別に公表してほしいという御要望かと承知しております。現時点では、観光庁としてはこのようなデータを集計しておりませんので、データを持っていないというのが現状でございます。その上で、このようなデータを改めて別途集計する必要があります。調査票情報、統計の個票を別途集計する必要があります。

我々は集計したデータを統計調査として公表しております。今、47都道府県別に21の国籍・地域があるクロスの表なのですが、空・海港は20ほどありますので、さらにそれを20に分けるとなると、相当細かいデータになってしまって、統計調査としての信頼性という観点で、今のサンプル数だととても耐えられないのかなと思っております。もちろん、あるにこしたことはないとは思っておりますけれども、公的統計は一定の信頼性を有しなければならないという法令の規定に基づいて実施しております。例えば、大きい国籍、多くの訪日客が来られているところはまだしも、訪日数が少ない国を47で分けて、さらに20の空・海港別に分けるとなると、データとしての信頼性はとても保てないというのが、今、お話を伺って持っている印象です。そういう意味では、公的統計として公表するというものにはちょっとなじまないのではないかとと思っております。

一方で、これは別途集計しなければいけないのですけれども、統計法の33条2号で、公的な目的であれば一定の条件をクリアすればということなのですが、調査票情報というのは活用できるという法令の規定もあります。お伺いしていると、東京都さんとか首都大学東京さんと連携をされているというふうに承知しておりますので、そういった公的目的に該当するというのであれば、調査票情報を活用という可能性もあるのではないかと印象でございます。

それから、SNSのデータの追加をとということです。消費動向調査ということで、消費の動向が中心であるのですけれども、もちろん、ツイッターだとか、そういったものを活用したかというデータがあるにこしたことはないというのは我々も承知しておりますが、個別の個社のどのサービスを利用しましたか、使っていますかという情報を公的統計として

継続的に調査するということになじむのかな、という印象を我々は持っています。しかも、そういったサービスというのは変化が激しいですので、それを継続的に公的統計として追加するというのはちょっとなじまないかなというふうに、今、お伺いした感じでは思っております。

最後のCSVのところです。ここは、機械判読可能な形で、どういった形式かというのは我々もちょっと勉強して、政府、e-Statとかでもやられておりますので、どういった形式がいいのかというのは、これから有識者の意見も聞きながら検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございます。

続きまして、財務省様、よろしく願いいたします。

○山寺室長 国税庁の消費税室長をしております山寺と申します。よろしく願いいたします。

御要望がございました訪日外国人の免税品購入データでございます。私ども、消費税法の執行を担当しておりますが、消費税法に外国人旅行者向け免税制度というのがございます。これに関係するものと思えますので、御説明をさせていただきます。

まず、その制度の概要です。御承知のとおり、消費税というのは、国内における資産の譲渡等を課税の対象とするものでございまして、訪日外国人が滞在中に購入をしてお持ち帰りになる物品というのは、いわば国内で消費をされないということですので、消費税を免除する制度になってございます。物品の販売・譲渡が対象でございますので、サービスでは免税対象にはならないということでございます。

税務署長の許可を受けました市中等にあります免税店におきまして、外国人旅行者に対して一定の手続で商品を販売する場合に免税とするという制度でございます。この免税の手続におきまして、一定の手続と申しましたが、免税店ではこの販売をする際に外国人旅行者からパスポートの提示を受けまして、購入する旅行者に関する情報、さらに購入する物品に関する情報を、購入記録票という紙を作成いたしまして、この紙をパスポートに張りつけるということをいたします。これを外国人旅行者が出国される際に税関に提出していただくという仕組みとなっております。

この購入記録票が出国時に空港等で税関に提出されるわけですが、その場で税関の職員が、出国する外国人の方が免税購入した物品を携帯しているかどうかという確認を必要に応じて行っているということでございます。購入記録票には、その確認を行う際に必要な情報といたしまして、先ほど申しました購入者の氏名、典型的には外国人旅行者でございますが、国籍、生年月日等、それから免税店を運営する事業者の名称、店舗の所在地、購入物品の品名、数量、価格等を記載することになってございます。

この購入記録票というのが税関に提出され、税関で回収されるわけでございますが、そ

の後、国税局におきまして、免税店においてこの手続が遵守されているかとか、免税店を  
経営する事業者から提出される消費税の申告の内容の検討・確認の際の資料として使っ  
ているということでございます。

今、申し上げましたようなプロセスにおきまして、この購入記録票は紙ベースで作成さ  
れ、紙ベースで管理・利用されております。税関におきましても、国税局におきましても、  
これをデータ化することは現状行っておりません。したがって、税関においても国税  
局においても、その電磁的記録という形での免税・販売データは保有していないというの  
が現状におけるお答えでございます。

現状はそうなのでございますが、昨年末に閣議決定をされました平成30年度の税制改正  
大綱におきまして、この免税手続を電子化するということが盛り込まれております。この  
改正が実現いたしますと、平成32年（2020年）4月以降に行われる免税販売につきまして、  
現行の紙での手続にかえて、購入記録票に記載されている情報が免税店から国税庁のシス  
テムに電子データで送信されることとなります。なお、施行後1年半の間は、従来の紙に  
よる手続も認められる併存期間というのがございます。

その電子化後の対応がどうなるかということにつきましては、今後、具体的運用とかシ  
ステムの設計等を検討していく段階でありますので、未確定な部分はございますけれども、  
現時点での私どもの考え方を申し上げさせていただきますと、この免税販売のデータには  
外国人旅行者の個人情報、免税店を経営する事業者の営業上の秘密、どういう商品を取り  
扱っているかとか、どういう価格で売っているとか、売り上げが幾らあるとかというもの  
が含まれておまして、これは税務当局が、消費税法の規定に基づきまして、制度の適正  
な執行のために、外部に漏らさないこと、あるいは税務以外の目的で利用されないことを  
前提として取得することとなるものでございます。そのため、税務職員には厳格な守秘義  
務が課されております。したがって、この免税店から送信されたデータをそのまま外  
部に提供するということは、この守秘義務に抵触いたしますので許されないのではないかと  
考えております。仮に免税販売データを提供する場合には、特定の個人や事業者が識別  
されないような集計加工、匿名化をする等の措置が必要であると考えております。また、  
その場合におきましても、税務以外の目的で利用することについて納税者の皆様等の理解  
をいただくためには、法令等において制度的な手当てがされることが必要ではないかと考  
えております。

いずれにいたしましても、今後、電子化の検討と並行いたしまして、この免税販売デー  
タの観光分野での利用につきまして、ただいま申し上げましたような点を踏まえまして、  
どういった情報をどのような方法で提供することが可能か、観光庁さんと関係機関とも協  
議しながら検討していく必要があると考えております。

国税庁からは以上でございます。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございます。

すぐには難しそうではありましたが、幾つかヒントもいただけたかなと思います。最後に、法務省様、よろしく願いいたします。

○福原出入国管理情報官 法務省入国管理局出入国管理情報官をしております福原と申します。よろしく願いいたします。

今回の御要望でございますけれども、外国人の方が入国審査を受ける際に記載する入国カードの情報をオープンにさせていただきたいというものと理解しております。この入国カードについて簡単に御説明させていただきたいと思います。

これは、外国人の方が空港や海港で入国審査を受ける際に、入国審査官に対して提出いたします外国人入国記録のことでございます。入国審査官は、この外国人入国記録の記載を踏まえて審査を行いまして、入国を認めるか否かの判断を行っているものでございます。

この外国人入国記録の様式でございますけれども、手続の簡素化のためにたびたび改正をされておりまして、御提案のあった情報項目のうち国籍や性別などは、現在、この記録上にはないのですが、旅券で確認をし、手続きの中できちんと取得して、電子データとして保有しているところでございます。

他方、滞在予定期間でありますとか現住所は、外国人入国記録には項目としてあって、入国審査官は、当然、審査には活用するわけでございますが、電子データとしては保有していないものでございます。

あと、外国人の出国につきましても、私どもの手続きの中で出国した空・海港の情報を取得して保有しているところでございます。

こうした外国人の出入国の情報につきましては、外国人出入国記録マスタファイルとして保有をされておりまして、国籍、年齢、正確には生年月日として持っております。それから、性別、渡航目的、入国されたときの空・海港、出国されたときの空・海港についてもこの外国人出入国記録マスタファイルという個人情報ファイルで保有しております。こちらのファイルにつきましてはウェブで公開されております個人情報ファイル簿で情報項目等を明らかにしているところでございます。

こういった情報を法務省として持っているわけでございますけれども、こういうものを活用して、どのような統計を出しているかということでございます。この資料の中に公開URLがございますけれども、まさにここに私どもの出入国管理統計を掲載させていただいておりまして、年報、月報の形で掲載させていただいております。基本的には、港別、国籍別、入国を許可される場合の在留資格別、許可の種類といったものの統計でございます。さらには、年齢や性別、その他の情報によって統計を作成させていただいております。

こういった統計について、私ども、これまでもいろいろな要望があるものですから、新たな統計をつくって追加をしているところでございます。今回御提案にありました、外国人の方がどの空・海港から入ってどの空・海港から出られたかが分からないというお話ですけれども、こういったものについても統計として作成できるのではないかと考えている

ところでございます。ですので、今後、いろいろ御意見を聞かせていただきまして、私どもが保有しているデータを基に、もっと活用できる統計の作成について、是非また検討させていただきたいと思っております。

他方、例えばこの入国カードの記載を一連の情報としてビッグデータとして出していくというところでございますけれども、外国人入国記録上の情報というのは個人情報でございまして、これを匿名化して活用することになりますと個人情報の取扱いとなります。現在、個人の方を特定・識別できないように、加工した情報の民間事業者様への提供の手続というのが行政機関個人情報保護法に定められておりまして、こういった制度の活用で対応することも検討していきたいと考えております。

ちなみに、先ほど紹介させていただきました外国人出入国記録マスタファイルでございますけれども、これは、民間事業者様からの行政機関非識別加工情報の提案の募集をする対象ファイルということで公開させていただいておりますので、そういった方法も今後検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございます。

いわゆるオープンデータではありませんけれども、行政機関個人情報保護法の非識別加工情報の制度が使えるのではないかとこのところまで御説明いただきました。

時間が足りなくなってきているのですけれども、ウイングアークさん、今までの御回答をいただいているかがでしょうか。

○加藤氏 いただいた中の部分につきましては、一番難しいのは国税庁様のデータですが、ここが民間企業が一番欲しがっている部分で、いろいろなアンケート調査の結果からでも、アンケートを実際に民間がとってやっているケースもあるのです。何らかの形で、どの地域でどれくらいの購買がされたのかという情報だけでも公開していただきますと、外国人に向けたビジネスチャンスというのが出てくるのではないかと思いますので、是非御検討をお願いいたします。

○庄司氏（ファシリテーター） 有識者の皆様からも、お一方ぐらいになるかと思っておりますけれども、一連の議論につきましていかがでしょうか。

では、砂金構成員、お願いいたします。

○砂金構成員 進行の都合もあると思うので手短に。

ニーズに合ったデータを公開されようという姿勢は素晴らしいと思いますので、ぜひ継続的にお願いできればと思うのですが、動態調査、動向調査みたいなものは、今回、議案に上がった観光だけではなくていろいろあると思うのです。先ほどの議論を見ていても、

例えばサンプル数が少ないから統計として有意ではないというのが公開できない理由であったとすると、そのニーズ自体から逆算して、どのぐらいのサンプル数があつたらいいのか。あるいははやりすたりが速い、私も今、LINEという会社にいるので、例えば台湾、タイ、インドネシアはLINEだろうし、中国はウィーチャットだろうし、そういうことは大体わかるのですけれども、それをリアルタイムに把握したいのであれば、四半期ごとの変化で本当にいいのか。月ごとに変えたほうがいいのか。そのデータを活用したいという民間側の人たちは、この項目を開示してくれただけではなくて、どのぐらいのサンプル数があつたらよいか、公開の頻度をどのぐらいにしたらいいのかというのを、今回の議論は非常によいきっかけだと思うので、再度御検討いただいた上で、特に今、インバウンドの需要をどうやって最大化していくかというのは、観光庁だけではない、日本国全体の課題だと思いますので、よいきっかけとして、統計のメッシュ、サンプル数、公開頻度をしかるべきタイミングで見直すことを御検討いただけるとよいのではないかなと思って聞いておりました。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございます。

○向井副政府CIO 最後一言。

○庄司氏（ファシリテーター） どうぞ。

○向井副政府CIO この話はいろいろな論点がたくさん出てきて非常におもしろかったというか、むしろ一般化して、IT室でも引き取って、ちょっと勉強してみたいと思います。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございます。

国土交通省さんからも、サンプル数が少なくなってしまうものもあるけれども、大きいところであれば…ということもちらっとおっしゃっていただけました。まさに統計をどうやっていくかということも含めて、小さいラウンドテーブルかもしれませんけれども、ぜひ民間と会話の機会をつくっていただければと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

では、この議論は、まだ御意見もあるとは思いますが、時間の関係がございまずので終えたいと思います。活発な御議論をいただきましてありがとうございました。

ウイングアークさん、どうもありがとうございました。

続きまして、公共交通関連のデータについて議論を行います。

座席の御移動をお願いいたします。

（座席移動）



○庄司氏（ファシリテーター） それでは、公共交通関連データについて議論を行います。  
まず、ジョルダン様より資料4についての御説明をお願いいたします。

○太田氏 ジョルダンの太田と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

今、メンバーがかわって、皆さん、お話をしたことがある方が非常に多いのですけれども、ジョルダンという会社は、会社概要等をつけていないのですが、乗換案内というサービスをやらせていただいて、公共交通で移動される方の御案内をするサービスをさせていただいております。今回、その中で、今後どういうデータをいただいたらユーザーさんがより便利になるかというところで、きょうは2点に絞らせていただいて発表させていただこうと思っております。

<資料4：1ページ>

1つ目が、リアルタイム情報を活用した迂回ルートということですが、ちょうど今週の月曜日も雪でいろいろな駅が閉鎖されたり、そういったことがあったときに、弊社としても極力運行の情報をいただいて、迂回できるルートを出しております。

<資料4：2ページ>

それが2ページ目に出ております。例えば東京から保土ヶ谷に行かれる方がいた場合、横須賀線で運転見合わせがあった場合には、一番右のような形で、横須賀線を使わない迂回ルートを出すことは現状できております。

ただ、恐らく経験されたことがあると思うのですけれども、今、駅から次の目的地に着く到着時間がなかなか予想できない状態がありまして、迂回ルートを実際に使って、本当にそれが早く着けるのかどうかという御案内ができていないというのが正直なところです。

<資料4：3ページ>

今回、その中で、リアルタイム情報をいただけることによって、もとの経路と代替経路の到着予想時刻の比較が可能になるのではないかと考えております。これに関しては、ちょうど今、公共交通オープンデータ協議会のほうの東京公共交通オープンデータチャレンジというコンテストがありまして、その中で、JR東日本様とメトロ様に関しては、今、どの列車がどの線路上にいるかというリアルタイムの位置情報がデータとしていただけるようになっておりまして、弊社のほうも、これにどういうふうに対応するかを考えております。最終的にこのデータが来ることによって恐らく到着予想時刻が予測できるようになりますので、そういった場合で、代替ルートを使ったほうがいいのか、そのまま駅で次に来る電車を待つほうがいいのかという判断がしやすくなっていきます。こういったことによって、先日の駅が非常に混雑するというようなところも、その駅に行かせないようにするということも含めて提案していけるのではないかと考えておるところです。

ただ、これに関しては、まだデータがそろっていない状況ですので、どういう御案内ができるかというのはこれからになるのですけれども、リアルタイム情報の活用としてはこ

ういったことができるのではないかと考えております。

<資料4：4ページ>

それを実現するための情報としましては、今後、復旧見込み情報が必要になっていくのではないかと考えています。こちらのほうは鉄道事業者様自体がどこまで公開していけるかというところにもなってくると思います。

2番目の混雑情報に関しましても、現状は公開されていない情報ではあるのですが、今後こういったものもいただけるようになると、駅の混雑であるとか、移動者にとってのベネフィットというのが生まれてくるのではないかと考えております。

<資料4：5ページ>

次のページに関しましては、先ほどちらっと話しましたけれども、今、公開をされていないのですが、バスであるとか列車の現在地情報です。あと、列車・バス自体の中の混雑情報も非常に有効になってくるのではないかと考えております。

1番目のほうは以上です。

<資料4：6ページ>

2番目のほうは、駅構内バリアフリー経路ということを考えております。

<資料4：7ページ>

これは浜松町・大門駅の構内図になっております。現状の駅の構内図でいきますと、鉄道事業者様ごとに駅の構内図をつくっていらっしゃいますので、今ある乗換案内所の駅の構内図も、ユーザー様からすると、JR様を利用される方はJRの駅の構内図は見られるのですが、大門駅は見られないという状態がある。現状、それを複合的に見せておるのですが、これもまだまだ改良の余地があると考えておまして、テスト的に右側のようなものを作成し始めております。

これは浜松町・大門駅です。普通行くと余り意識していないのであれなのですが、都営大江戸線の駅のホームは地下5階にありまして、その方が東京モノレールに乗ろうとすると、ホームまでが今度は地上5階ということで、普通のビルでいくと、実際には10フロアを移動して乗るといった駅の構造になっています。今度は建物自体が違いますので、建物自体をどう移動するかということも含めて駅の構内図というのは必要なのではないかと考えております。

<資料4：8ページ>

今回、このマップをつくるに当たってコンセプトとしたことは、今までの駅の構内図というのは、割と、紙で見せるとか、大きな画面で見せることを中心に考えられていたのですが、実際に移動される方は現場に行ってから困る方が非常に多いと思いますので、スマートホンで見ることを前提としました。

もう一つは、今までの駅の構内図というのは、恐らく、駅に行かれる方を想定すると、改札を中心にマップができていたのではないかと考えるのです。今回は、移動者のことを考えると、ホームからホームに乗り換えるためにどうしたらいいかというところを視点に考

えてみて、こういったものをつくってきております。

<資料4：9ページ>

今回、バリアフリーということで、オプションで、例えば山手線の1・2番ホームから羽田空港に向かうモノレールのホームまで行く場合に、通常の徒歩ルートで健常者の方が移動する場合、車椅子の方が移動される場合、ベビーカーの方が移動される場合。経路は、当然、車椅子とベビーカーの方は階段を使えませんので、階段を使わないルートを出していかなければいけないということ。今回、マップの絵をつくったこともそうですけれども、絵の裏側で、こういう経路のエンジンをつくりまして、ホームからホームへの移動のナビゲーションができるようなものをつくってあります。

<資料4：10ページ>

当然、これの中で必要になってくるものが駅の施設図面かと思っております。ただ、図面に関しては、出せる・出せないというのは非常に多いと思います。今回、地図を見ていただくのとわかるのですが、非常にイラストマップ的につくってありまして、地図の精度自体はそれほど問わないところがありますので、施設図面に関してはマストとは思っておりません。そのかわりに、駅構内の施設の場所、種別、利用時間等の城塞情報を出していただければマップがつくっていただけるのではないかと考えております。

弊社からは以上です。ありがとうございます。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございます。

続きまして、凸版印刷様より御説明をお願いいたします。

○藤沢氏 続きまして、凸版印刷の藤沢と申します。よろしくお祈りします。

印刷会社が何で交通モードかという話もあるかと思いますが、その流れを簡単に前段で御説明させていただきます。

<資料5：1ページ>

この絵は、本当に概念図なのですが、旅を楽しくしていただいて日本を楽しんでいただくというコンセプトで、印刷会社としてもいろいろなノウハウとか今までの実績をベースにいろいろなサービスを組み立てて、サービス者の方に提供したり、自社が独自にサービスしてしまったりということを、今、いろいろ検討している状況です。

<資料5：2ページ>

例えば、先ほどから議論に出ている訪日外国人、あるいは日本人もそうですけれども、行ったことのないようなところに行くというと、真ん中あたりに赤とか緑で「知る」「学ぶ」「買う」「話す」とありますが、こういう行為をしながら楽しんでいくことになるかと思われれます。今回議論させていただきたいのは、移動するという観点です。

下のところは、これも釈迦に説法ですが、「旅前」「旅中」「旅後」みたいなキーワードがあって、旅というのは、楽しむという観点からすると、計画を立てて、実際に

現場で動いて、後で振り返るみたいなことをやるのだらうなど。そうしますと、プランを立てることの基本になるのは、自分が生まれ育ったときはこんな分厚い時刻表を見ながら旅を構成したわけですけども、エージェントさんをお願いしない限りは、自力で頑張ろうとすると、そのような情報が必要になってくるということです。

<資料5：3ページ>

一方で、弊社は関係会社にマピオンという地図会社を持っていて、設立当初は合併でいろいろな会社さんに入っていたのでしたんですけども、最近、100%子会社化した。なぜなら、Googleさんがあらわれて、地図を見せます、ランドマークを探しますということについてはかなり厳しい状況が出てきてしまいました。ただ、地図のデータに緯度・経度の情報を乗せて行政区区をきちんと理解できるとか、ランドマークをつけてその案内をするという機能はそのまま活用していきたいと考えて、我々の基盤のサービスにしていこうではないかという考え方と、ここからいろいろなサービスをまた新たに考えていこうということで、地図の目的別にアプリケーションをつくっていこうという考え方と、先ほどのような旅を支援するプラットフォームのベースのエンジンとしてこの地図エンジンを使おうと、今、考えております。

ですので、このプラットフォーム事業というのは、法人様向けに我々のエンジンをうまく活用していただいて、Powered by Mapionで地図を提供するような、例えばATMの場所を銀行さんが自分のホームページで見せていますけれども、あの裏支えをさせていただくようなものをイメージしてください。

それから、ビジネスインテリジェンスに関しましては、最近流行りの位置情報を活用したマーケティングです。買い回りみたいなのところですか、そのようなことに地域とか地図とか土地の特性みたいなのところを掛け合わせて統計データとしてお返しするとか、そのようなことをやっています。

コンシューマー向けに関しては、左下にある「ケータイ国盗り合戦」、いろいろな景品がもらえるというポケモンGoみたいなものですけども、これを大分昔から頑張っていたり、あと、恵方巻きはどちらを向いて食べればいいかみたいな、年に1回しか使われないようなアプリケーションも出したりしています。御興味がある方は後で見ただければと思います。

最後は、このメディア事業で、マピオン地図をコンテンツ配信するということをやっています。

<資料5：4ページ>

こういうことをやってきますと、先ほどジョルダン様から広域な交通の情報の話がありましたけれども、今日ここでお願いしたいのはバスなのです。特に都バス様ですか神奈中様のようなかなり巨大なバス会社様、あるいはコンソーシアムに入られたりしてデータを共通に出されているバス会社さんというのはもうできているのかなとも思うのですけれども、右上にありますように、バス停の名前とルートとそのバス停の検索機能、それから、

それを支えるデータというところで、国土交通省様のデータも参照させていただきながらこのサービスをやっております。やはりデータがまちまちな形で入ってきまして、これはもう民間努力で我々が頑張って整備して均一に見せなければならぬのです。この辺をジョルダン様とか、ヴァル研さんとか、駅探さんとか、そういったところともいろいろ議論させていただくのですけれども、民間は民間でどこかで囲い込んでマネタイズしてということをやりますので、なかなかうまくはいかない。ここのデータだけで勝負していく会社はほぼなくなってくるのだらうなという気がしてしまっていて、先ほどのジョルダンさんのようにサービスだと。そうすると、こういったことがオープンデータ化されれば積極的に活用したいというのが今回の趣旨でございます。

下の段にありますように、オープンデータを活用したサービスとして、情報の拡充、特にすごくローカルなコミュニティーバスですとか、乗り合いバス、タクシーに近いようなもの、自治体さんが運営しているようなもの、そういったものの、先ほどのようなバス停の情報ですとか経路情報、時刻表が欲しい。

それから、先ほど来乗り換えとありますけれども、今の状況が知りたいと。例えばバスの中で椅子があいているかどうかがあると、健常者の方はいいのですけれども、椅子を求められている方に提供できる。あるいは、先ほどの雪の話ですけれども、だんだん駅に近いバス停になってくると、もう満員で乗れない。乗れないなら教えてくれという話がございまして。今の議論になるかわからないのですけれども、そういったことがオープンデータ化されて、ある程度均一な標準フォーマットになってくると、我々サービス者としては生活者の方、あるいは移動を希望されている観光客の方に上質なサービスが提供できるのではないかとここには書かせていただいています。

ちなみに、一番右下にある電子チラシに関しましては、新聞が読まれなくなるとチラシがポストに入らないから電子だということで、だんだん日の目を浴びてきたのですけれども、買い回りというのをやるわけです。細かい話ですけれども、重いものを持ってないとか、車が運転しにくくなった方にきちんとした買い回りの手段を与えたいということも我々は考えています。

<資料5：5ページ>

ですので、まとめますと、こういった地域生活者に対して我々のようなサービス提供者がいて、できれば自治体様ですとか、バスの乗り合いを運行されてデータをお持ちのところ共通なフォーマットでAPIを共通化した基盤を提供いただきたい。きょうの議論はデータの中身だというのは重々承知しておるのですけれども、この取得する、あるいはためておいてAPIをとっていただくという、基本法にもうたわれている基盤をある程度整備していただく。これを一個一個個別につくるととても高価なものが複数できてきてしまいますので、こういう共通機能をぜひともお願いしたいというのが、きょうここに来た理由になってございます。

<資料5：6ページ>

最後のページは、先ほど来ジョルダン様からもございまして、これも想像すると普通のことなので割愛しますが、データ種別は路線情報、停留所、時刻表、移動体の状態、あと移動体の経路関連の情報ということで、この後、先は道路情報とかいったものも計算のデータにはなるかもしれませんが、今日のところはこういった項目で、利活用のイメージといたしましては、旅行の計画を立てる、あるいは最適経路を算出する、あるいは停留所の概要を理解する、目的の移動体の今の状況を知る、こういったことに使いたい。

今日はバスを中心にさせていただきましたけれども、一番下に書きましたが、他の交通モードについても同様な議論をさせていただきたいですし、もうあるものは活用したい。それから、先ほど来ありました公共交通オープンデータ協議会といったところで我々も勉強させていただきました、我々もそういったところに積極的にユースケースを出していきたいと考えております。

済みません。少し長くなりましたが、以上になります。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございます。

これまたたくさん出ました。まず、国土交通省様より、ただいまの要望に対する回答をいただいた上で議論を行いたいと思いますので、国土交通省様、よろしく願いいたします。

○藤田課長 国土交通省総合政策局情報政策課長の藤田と申します。よろしく願いいたします。

まずは、ジョルダンさんと凸版印刷さん、オープンデータが必要だと考えていらっしゃるデータについて具体的に御発表いただきまして、ありがとうございます。ニーズがあってこそそのオープンデータ化の検討、具体的な議論になっていくと思いますので、そういう意味では、まずニーズを明確化していただいたということに感謝させていただきたいと思います。

国土交通省といたしましては、オープンデータを推進してイノベーションを興していくことについては大いに意義のあることだと思っております。そういった意味で、まずは、国土交通省みずから保有するデータについてはオープンデータ化にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

一方で、今、御報告をいただいたデータについては、国交省自身のデータではないというところがございまして、民間の交通事業者が保有するデータであるという意味においては、国土交通省が保有するデータと単純に同じに扱えるものではございませんけれども、国土交通省としては、そういう意味では、交通事業者さんがオープンデータ化に対しての意識を高めてもらう、機運醸成を図るといった立場であるということをご理解いただければと思います。

その機運醸成を図るということを目的といたしまして、国土交通省では、官民の関係者

から構成される「公共交通分野におけるオープンデータ推進に関する検討会」を設置しまして、さまざまな課題について検討を行っておりますので、それについて資料を使って御説明させていただきたいと思っております。

<資料6：1ページ>

一昨年(2019年)の12月、官民データ活用推進基本法が施行されて、オープンデータの推進の期待が高まっている。そういった中で、国土交通省としましては、公共交通分野においても一層の利用者利便の向上であるとか、オリ・パラでの円滑な輸送への寄与といったことが期待されますので、昨年(2020年)の3月から検討会を設置いたしまして、その中でいろいろと検討を進めているところでございます。

メンバーにつきましては、この緑のところに書かせていただいておりますけれども、官民の関係者ということで、学識経験者であったり、行政であったり、鉄道やバスの事業者さんなどで構成されておまして、さまざまな課題を議論し、そして、昨年5月には中間整理を行ったところでございます。

<資料6：2ページ>

その中間整理の内容としましては、このページと次のページにございますけれども、検討の中で出てまいりました主な課題がございます。オープンデータ化による具体的メリットであるとか費用対効果がまだ不明であるということ。それから、オープンデータ化に伴うシステム整備。データを出すために相当な投資をしないといけない部分もございます。そういったコスト負担の問題。

<資料6：3ページ>

それから、不適切なデータ管理によってレピュテーションリスクが発生する問題です。例えば、作成されたアプリの情報更新が放置されてしまって、間違った情報提供が行われたときに、利用者の苦情がアプリ側ではなくて交通事業者さんに行ってしまうのではないかとといった心配もございます。そういった課題がいろいろと浮かび上がってきたということが現状でございます。

こういった議論を踏まえて、当面の取り組みとして、ハコの中に3つほど書かせていただいております。

まずは、この課題の検討を深めるためにオープンデータの実証実験をやってみよう。実証実験をやってみることでオープンデータのメリットを感じていただく。例えば、オープンデータをやってみたら、自分の会社でつくっていたアプリよりも非常におもしろいものが出てきたとか、そういったメリットを感じていただいたり、実際にやってみたら、苦情というか、そういった問題もさほど起きない、ということを実感するような機会をつくっていったらどうか。そういった実証実験を通じて課題解決の糸口を探っていこうということになったところでございます。

それから、運行情報とか、移動制約者の移動に関する情報、先ほど出ていた地方部の情報といったものについても、オープンデータ化の推進について検討を進めていこうという

ことになったところでございます。

この中間整理に基づきまして、国土交通省としては、来年度、官民連携で実証実験をやっているところ。そのための来年度予算を計上しているところでございます。

<資料6：4ページ>

こちらのページでは、交通事業者の情報提供の現状と課題を掲げております。先ほどのお話でいきますと、まず、ジョルダンさんは、リアルタイムデータを出してほしいと。下のほうの動的データに当たる部分です。それから、真ん中の赤いところ、構内図であるとか施設情報を出してほしいという御要望だったかと思えます。

凸版印刷さんは、特にバスについてということだと思いますけれども、停留所の情報ということもございますが、路線図、時刻表、運賃表とか、そういう静的データの中の運行系のもの、それから、動的データが欲しいということなのだと思います。

まず、1つ目の固まりである静的データの路線図、時刻表、運賃表というところ。路線図、時刻表については、現状として、多くの交通事業者さんがホームページ上で公開しております。また、運賃表についても、一部の事業者さんですけれども公開をしています。ただし、一部の事業所を除いてオープンデータにはなっておりませんし、先ほど申し上げたようなオープンデータ化のメリットやコスト負担、あるいは既存ビジネスの関係といったことについて十分整理されていないということが課題になっておりますので、中間整理にもありましたように、まずは実証実験を行うことを通じて検討を深めていくことが必要だと考えております。

ただし、地方部のバスについては、そもそも電子データとして整備されていない部分がございますので、こちらについては、公共交通政策部が中心になってやっておりますけれども、標準的なバス情報フォーマットを定めまして、それを普及していく。バス事業者さんにまずデータ化していただくところから始めていこうとしております。

次に、赤い点線で囲っております構内図や施設情報についてでございます。こちらは、昨年11月の当方の検討会で特に焦点を当てて御議論いただいた部分です。現在は、自分の会社の路線を中心とした構内図は各社さん出されているのですけれども、残念ながら、乗り換えに便利なものではない。また、屋外を含めた移動経路の案内も十分ではないということです。検討を要する状態だと認識しております。

<資料6：5ページ>

さらに細かく見ていきますと、真ん中に新橋の構内図の例を挙げております。こちらは、A社、B社、C社ということで、構内図の様式が各社ばらばらで、つなげられないのです。また、乗りかえの際には、駅と接続したビルの屋内であるとか、場合によっては屋外も含めて、通らないと乗り継ぎができないわけですけれども、そういった経路がわかりにくい状況にあるというふうに認識しております。それから、トイレやエレベーターなどの施設情報も、乗り換え各社さんの駅ではそれぞれどうなっているのかとか、駅と接続するビルであるとか、屋外、そういったものも一元的に提供されると便利だと思いますけれども、



現状はそうっていないということだと思えます。

これらを解消するために、乗り換えの円滑化に資するこういった地図であるとか、施設情報といったものをまずはどこかのモデル駅で整備してみて、それをオープンデータ化した上で、これも含めた形でのオープンデータの実証実験をやってみたいと考えております。

<資料6：4ページ>

ちょっと戻りますが、3つ目の固まりの動的データでございます。事故・遅延情報につきましては、多くの事業者さんがホームページ上で公開していますが、路線図とかと同様の課題がございますので、これも実証実験を通じて検討を深めたいと考えております。

もう一つ、また違ったカテゴリーとして、青い点線で囲っておりますけれども、位置情報、混雑情報。こちらはシステム構築のために相当多額の費用がかかるところでございまして、そういう意味では、自社アプリでの公開というのはまだ一部の事業者さんにとどまっております。ここは相当な費用の問題というのがございますので、検討にも時間を要するのかなと考えております。頑張っている事業者さんが評価されるという世界なのかなとも思っております。

以上、改めてまとめさせていただきますと、今回、御要望いただいたデータにつきましては、民間の交通事業者さんのデータであるということで、先ほどちょっと申し上げたような課題もございますので、オープンデータ化が可能かどうかということについては、関係者の間で、検討会でまたさらなる検討を深めていきたいと考えております。国土交通省としては、御要望いただいたデータについては、移動制約者の方も含め、利用者利便の向上に資する情報であると考えてございまして、オープンデータ化が推進されるように、検討会の議論や実証実験を通じて課題解決に向けて引き続き努力していきたい。まずは実証実験をやってみるということで推進力をつけていきたいと考えております。

国土交通省からは以上でございます。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございます。

会社ごとにデータを持っていらっしゃるけれども、民間のデータということもあり、難しいところはありますけれども、駅の構内図のように、会社が分断していることによってつながってデータが使えない不便さというのもあり、利用者の立場に立ってデザインすると、全体的な調整機能みたいなものが欲しいのかなと。すごく重要なテーマだと思います。

ぜひオープンデータワーキンググループの有識者の皆様からもこの点についてはコメントをいただきたいと思えます。どうぞ御自由にいかがでしょうか。

川島構成員、お願いします。

○川島構成員 実証実験によって突破口を見出していこうというアプローチは非常に現実的だと思うのですが、一方で、東京の公共交通のオープンデータ化は、パラリンピ

ック・オリンピックで、東京の公共交通を世界にアピールするという公共的な大きな使命もあるわけです。ユースケースに対応するというのは問題解決型のアプローチです。しかし、それだけでなく、東京全体の公共交通のあるべき姿、例えばどんな外国人の方が来ても、バス、地下鉄、JRその他、迷うことなく乗り継いで不便に感じないといったビジョンを提示して、それを実現するためにはデータをどう公開し利活用可能とすべきかというあるべき姿から逆算するアプローチもあります。実はそういったあるべき姿から逆算するアプローチこそ、国土交通省さんでしかできないところです。問題解決型アプローチであれば、ある程度の圏域のある自治体でもできる可能性があります。国土交通省さんには民間の利益を超えたビジョンを考えるということについても検討会ではぜひ検討していただきたい。さもないと、ピースミールの答えしか出てこない恐れがあります。東京の公共交通の利便性、快適性は間違いなく世界一だと私は思いますので、ぜひともあるべき姿からの公開すべきデータを公開してゆくアプローチへともう少し踏み込んでいただけないでしょうか。

○庄司氏（ファシリテーター）　いかがでしょうか。

○藤田課長　貴重な御意見どうもありがとうございます。我々としても、もちろん推進していきたいという気持ちは山々でございます。ただ、民間の事業者様方のいろいろな御理解をいただいた上でのことだと思っておりますので、まずは実証実験。まずは一部やってみてということかもしれませんけれども、それをやることで、民間事業者さん、鉄道事業者さん、バス事業者さんに、これは本当に意味のあるものですねとっていただければ、それはまたその時点でさらに大きなビジョンを描いていけるのかなと思っております。まずは、皆さんにこの実証実験に参加していただく。そこからしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○庄司氏（ファシリテーター）　ありがとうございます。

東構成員。

○東構成員　オープンデータのそもそもの目的に立ち返ってしまうのですが、経済効果という面ももちろんあるのですけれども、特に公共交通は、市民参画とか、透明性とか、そういう公共性が非常に高い分野。どちらかというところ、今、公共交通のデータは1・0で動いているような気がする。APIで完璧に出せないと公開できないみたいな、非常に難しいところで議論が始まっているような気がいたします。

そうではなくて、今、交通事業者さんのウェブサイトを見ても、例えば、これはオープンデータです、構内図は自由に使ってくださいとか、そういう記述がないのです。なので、まず政府がやられているように、これは政府標準利用規約で自由に使えますというのを

す、そこがまず基点で、まずはそこをやったらいいのではないかなと思います。それにはコストもかかりませんし、書くだけでいい。そういう許諾を与えるということだけでいい。まずはそういったところをやるのがとても大事ではないかという気がいたします。データをどういう形式で出すとか、APIにするとか、そういう難しい話は多分その次。

といいますのは、先ほど大門の例が出たのですが、実は私の娘は車椅子利用者で、実際、大門で乗りかえをやったことがあります。それは娘にとってはとても大事な機会だったので、いろいろな手段を使って調べたのですけれども、乗り換えの仕方は、結局、現地に行かないとわからなかったのです。なので、親としてどうするかというと、1回事前調査して、それから実際に娘を連れていくみたいに2段階必要です。そういったことがありますので、乗り換えのための精緻なデータというよりも、駅の構内図を見る限り、ここから行けば行けるのだなというのを判断するのに自由に使っていいですよという許諾があること。少なくともそういったものがあれば、自由に使っていいのだなというのがはっきりしますので、まずそういったところからでも第一歩として始めていただけるといいかなと思います。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございます。

何かございますか。

○藤田課長 今の著作権というところについてですけれども、駅の構内図については、実は今、鉄道事業者さんではなくて、そこからデータをもらって構内図をつくっている会社がございます。そういう意味では、別の会社が著作権を持っている。よって、鉄道会社さんが勝手に出す、許諾を与えることができないビジネスに既になってしまっているところがございます。そういう意味で、1つ超えないといけない部分があるのです。済みませんが、そういうところもあるということは情報として御留意いただければと思います。

○庄司氏（ファシリテーター） では、手短にお願いします。

小池構成員。

○小池構成員 済みません。時間がないようなので、2点手短に。

1つは、出す側が民間になっていくと、出す意義とか、社会貢献、社会課題のためにこれを出していくと、こういうみんなの社会課題とか、交通障害がなくなるとか、先ほどのようなことが解決するというものがしっかりあると出しやすいのかなというのが1点。

2点目は、今度は使う側から言うと、継続的に使えないと多分ビジネスユースは使えないと思うのです。予算がちゃんとついて、統計、アンケートもやるし、データもちゃんとって、今後、10年ぐらいはちゃんと出してくれるという保証がないと使い続けられないと思うのです。予算処置とか、継続的に気象データのようにちゃんと出すというような、政府

が保証して出すという、ちゃんと列挙されるものがないと、ビジネス側も、本当に使おうと思ったら、特にリアルタイム系は難しいかなと思うのです。今までオープンデータはカタログ化して公開することが重要だったので、KPIがちょっと変わるかなと思います。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございます。

では、ジョルダンさんと凸版さんからも、今までのやり取りを踏まえて一言ずついただければと思いますが、いかがでしょうか。

○太田氏 今、最後にお話しいただいた継続性という部分に関してはまさにそうで、今、各鉄道事業者様に対して要望を出している部分はあるのですが、すぐに経営方針が変わったりとか、そういう部分も民間の部分がありますので、そこは非常に重要なことだと思っております。

それ以外に関しては、企業努力でできるところは粛々とやっていくしかないのかなという現状もありまして、オープンデータという部分で、特に時刻表とかに関してはオンビジネスになってしまっている部分が非常に大きいものですから、そこに関してはちょっと時間がかかるのかなと感じているところです。

以上です。

○藤沢氏 いろいろありがとうございました。これからも勉強させていただきたいと思えます。

先ほど国土交通省様から、キーワードで認証データの確からしさみたいな話があったのですが、先ほどのコメントのように、継続性にプラスして、その確からしさも保証するような何らかの仕組みみたいなものが広く標準的に示されると、我々もさらに自信を持って生活者の方に提供できますので、そういった議論も、この場からは、私、場なれしていないのでわからないのですが、御議論いただければと思います。ありがとうございました。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございます。

もうお一方ぐらいいただけそうですね、IT室さんからはいいですか。

では、大杉構成員、お願いいたします。

○大杉構成員 全体を通じたことでもよろしいでしょうか。

○庄司氏（ファシリテーター） はい。

○大杉構成員 今日、この場に出させていただいて感じたことなのですが、ふだん自治体

部会のほうにかかわっていることからすると、今日直接関係しそうなのは最初の例もあったのですが、それだけではなくて、必ずしも国のほうが全て情報を持っているというケースではない、今のような事業者側にあたり、自治体との関係であれば、権限が自治体の側にあるというときに、空中戦にならないようにするためにも、どういう状況にあるのかをしっかりと認識できることだけでも非常に重要な意味合いがあったのかなと思いました。

それから、行政が仕事を進めていく場合、当然、法令上に決められた目的に明確に基づいてやっていくわけですが、必ずしもデータの利用者側はその目的に合っているわけではないということがこのオープンデータの前提になってくるわけです。その場合に、法令上、義務づけられていたり、規制されているようなことなのか、それとも慣行上、こういうことでは使えないと一種の思い込みに近いような形になっているのではないかということを見きわめていくことが非常に重要ではないかということです。

これまでも何人かお話がありましたけれども、そういう意味でいうと、こうした場で、エンドユーザーがどういうふうに使っていくことを意図して事業者側としては考えられているのか。エンドユーザーの姿が想像できたのが非常に有意義だったかなと思うのです。特に自治体に、とにかくオープンデータを進めよ、ということだけを言っても、これはなかなか進めるわけにはいかないということもある。そういう意味でいうと、こうした具体的な姿を示せるような場を今後どう展開していくのか。今日の情報も当然いろいろな形でお伝えいただくと同時に、こうした場のつくり方というか、オープンデータをめぐっては各地でいろいろな取り組みが行われてはおりますけれども、1つのノウハウとして本日のような場の設定の仕方などを含めて今後いろいろと展開していただければなと思いました。

感想ですけれども、以上です。

○庄司氏（ファシリテーター）　ありがとうございます。

それでは、中島構成員からも一言いただけますでしょうか。

○中島構成員　いろいろな人が全部言ってしまったような気がするのですがけれども。

今日は、官のデータを民が使うという方向だったのですが、当然逆もあろうかと思いません。それから、民同士。実はこれがなかなかうまくいっていないような気もするので、そういう意味で、民の方も、自分たちの情報を出すほうも是非やっていただければと思います。

○庄司氏（ファシリテーター）　ありがとうございます。

先ほどの車椅子のお話もそうですけれども、今日出た話題の中には、ビジネスに直結するようなリアルタイム性や確からしさが非常に求められるデータもあれば、民間が持っているけれども、公共性が高いバリアフリー情報のための情報というものもありました。そ

して先ほど東構成員がおっしゃったように、データベースを整備するとか非常にお金がかかる大変なところをやる前に、公共性を鑑みて使っていていいですよと言えば、自助努力で民間が活用できるような話もあるということで、いろいろな知恵も出て、解きほぐしていただけたかなと思います。大変だと思いますけれども、民間事業者さんといろいろな形でコミュニケーションを深めていっていただければと思います。

どうもありがとうございました。

議論は尽きないのですが、これにてこのテーマの意見交換を終えたいと思います。活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

以上、3テーマが終わりましたので、本日の議論はこれにて終了とさせていただきます。

閉会に当たりまして、遠藤政府CIOより一言いただきたいと思います。

遠藤CIO、よろしくお願ひいたします。

○遠藤政府CIO 今日、大変寒い中、何年ぶりかの寒さの中、どうもありがとうございました。

今日、お話を伺っていてつくづく感じたのは、いろいろなシステム、デジタル化されている部分があるのですが、今から思えば、それは全て部分的にされているだけであって、部分最適になっているわけです。ですから、その中で閉じているので、データのフォーマットとか、書き方がどうだとか、そういうことは余りにされずにつくられて、それなりの成果は出している。しかし、もうちょっと離れて見ると、そこまで行っているのだったら、もうちょっとこうやればいいのではないかという話だと思うのです。ですから、真っさらな気持ちで、その部分は変えよう、何とかつながるようにしてしまおうのではないかと、スタートしないといけないのであって、そのとき、俺のところは変えないよ、おまえのところだけ変えろとか、そういうことのないようにしないとけないなど。

データのフォーマットであるとか、表示の仕方であるとか、いろいろなところがあると思います。しかし、最終的には、今までお客様側がばらばらに出ていたものを自分なりに統合して、そして自分の結論を出して行動していたというのを、利用の目的がわかっている場合は、お客様の立場に立ってこういう思考パターンでこういう情報があればこういうふうに行動するのだというところまでわかれば、つなぎ方は非常に簡単になるわけです。

そういう意味で、お客様が誰かということ。私は政府のシステムでもみんな言っているのですが、お客様が誰かというふうに決めていかないと、なかなかいい統合ができない。この場合、お客様は業者の人とエンドユーザーというわけです。業者は自分のビジネスにしたいと思う意味でのニーズがある。しかし、国民だとか一般の消費者は、自分が何かをやるときに最適なソリューションを提供してもらいたいと思っているだけであって、それを誰が提供してこようが構わないわけです。その中で、民間の人が競争していただいとということになると思います。何しろ変革をいとわずにやるということが非常に重要なのではないかと思います。

それに役に立つような周りの情報というか、体系が少しずつ、例えばマイナンバーとか、法人番号とか、マップのデジタルライゼーションが非常に進んでいるとか。それから、今、文字の標準化といいますか、これが進みつつある。周りのインフラに属することが少しずつ着実に進み始めましたので、その辺にも気を配りながら、このエンドユーザーにいかに関に立つものにするか。

最後に1つだけ。先ほど外国人が来たときに交通の利用がどうのこうのとありました。何階でどう乗り換えろとか。あれは、外国人だけではなくて日本人でも相当難しいのです。だから、実証実験をやるときに、地方から出てきている人に参加してもらって、その人に歩いてもらえばいいと思うのです。こういうふうに行ってみてくださいと。そうしたら、ここでひっかかった、あそこでひっかかったと、どんどん出てきます。そのぐらいの気持ちでやるのが非常に重要なのではないかなと思いました。

これからもいろいろお知恵を拝借することになるとと思いますが、是非皆様のお知恵を今後もおかりしたいと思います。

最後にもう一つ、つまらない話をします。私が前に勤めていた会社の創業者が、金平糖の話をよくしたのです。金平糖はなめていると角が減ってきますね。あれは小さくなってしまいます。小さく物をまとめるなど。要するに、金平糖の角をどんどん大きくしろと。そうすると、普通の人にはぎざぎざになっているのが見えなくて、大きい部分がよく見える。そのほうがいいのではないかと。要するに、欠点を直すことばかり考えずに長所をどんどん伸ばしていくという思考も非常に必要ですと。だから、おまえら、余り心配せずに、やりたいことをどんどんやれと。こういう創業者らしい非常に大胆な示唆だったのですけれども、私はずっとそれで来ていますので、ひとつ皆様も、あれがだめだ、これがだめだと言わずに、これはいいね、もっとやろうよということもひとつよろしく御示唆をお願いしたいと思います。

以上です。

どうもありがとうございました。

○庄司氏（ファシリテーター） ありがとうございました。

では、次は四角いテーブルではなくて、丸いテーブルにとげが生えている金平糖の形でお願ひできればと思います。（笑）ありがとうございました。

その他、事務局からは何かございますでしょうか。

○山路参事官 皆様、御参加いただきまして、ありがとうございました。本日の御議論につきましては、多分、継続的な御議論もなされると思いますが、その辺も含めて、オーブナイワーキンググループ等に我々から報告させていただきたいと思います。

また、今回の運営のノウハウも少したまったような気もしますので、次回以降、もっと活発な議論が行われるようにノウハウを活用していきたいと思いますので、引き続き御協

力をお願いします。

どうもありがとうございました。

○庄司氏（ファシリテーター） 本日はこれにて閉会させていただきます。長時間にわたる御議論、ありがとうございました。